

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる日が休日には、翌日)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第二十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和

六十一年三月鳥取県条例第一号)の施行期日は、昭和六十一年五月一日とする。

### ◆告示

土地改良区の役員の退任

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定(六件)

基本測量の終了

少年指導委員の委嘱

### ◆公示

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第二十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二

## 規則

月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

を

上灘團

地吉成東第二團

吉成東園地

浜坂第一団地

浜坂第一団地

七

七

乙

七

١٢

七

七

上灘第一団地	上灘第二団地	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号まで	第五号から第十二号までの住宅	八	三〇、四〇〇円
までの住宅	第十七号から第二十八号までの住宅	八	八	八	八
まで	第二十九号から第三十二号	三九、一〇〇円	三八、六〇〇円	三八、六〇〇円	三八、六〇〇円
	四	三〇、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三〇、八〇〇円

八

一六

10

—

—

8

1

1

三

1

1

1

に、

を

に、

上粟島第六団 地	上福原第一団 地	河崎団地	上福原団地 河崎団地
五百九十七号から第二百二十一号までの住宅 六号までの住宅 一百八十一号から第二百九十一号までの住宅 五百九十九号から二百九十一号までの住宅	第一号から第三十八号までの住宅 第五号から第五十三号までの住宅 第十一号から第十六号までの住宅 第二十一号から第二十八号までの住宅 二号までの住宅 二十九号から第三十号までの住宅	第一号から第六号までの住宅 第五十四号から第六十号までの住宅 第五号から第十三号までの住宅 第十七号から第二十号までの住宅 二号までの住宅 三号からの住宅	第五号から十二号までの住宅 第一号から第四号までの住宅 第五号から第五十三号までの住宅 第一号から第十一号までの住宅 第五号から第十二号までの住宅 第一号から第十六号までの住宅 二号までの住宅 三号からの住宅
一六 八 一〇、四〇〇円	八 八 四一、三〇〇円	一三 一六 一七、八〇〇円 一九、八〇〇円 一九、七〇〇円 四〇、九〇〇円	三一 三一 一一、七〇〇円 一八、二〇〇円 三二、三〇〇円 一七、八〇〇円
一七、四〇〇円	一七、八〇〇円	一八、二〇〇円 一九、八〇〇円 二一、三〇〇円 二七、三〇〇円	一八、二〇〇円 一九、八〇〇円 二一、三〇〇円 二七、三〇〇円
一七、八〇〇円	一七、八〇〇円	一七、八〇〇円 一九、八〇〇円 二一、三〇〇円 二七、三〇〇円	一七、八〇〇円 一九、八〇〇円 二一、三〇〇円 二七、三〇〇円

に改める。

を

別表の第二種県営住宅の表中

上粟島第六団 地	五百九十一号から第二百九十一号までの住宅 五百九十七号から第二百二十一号までの住宅 三号からの住宅	一百八十一号から第二百九十一号までの住宅 二〇、四〇〇円
五百九十九号から二百九十一号までの住宅 五百九十七号から第二百二十一号までの住宅 二号からの住宅 三号からの住宅	二六号から第三十号までの住宅 四十一号から第四十六号までの住宅 六十五号から第六十号までの住宅	二十一号から第二十五号までの住宅 三十六号から第三十五号までの住宅 四十六号から第六十号までの住宅
一〇 三四、一〇〇円	一〇 二七、八〇〇円	一〇 二七、三〇〇円
一五	一〇 二七、八〇〇円	一〇 二七、三〇〇円

を

湯所町第六団  
地

湯所町第六団 地	第二十一号から第二十五号までの住宅 三十六号から第三十五号までの住宅 四十六号からの住宅
東浜第六団地 地	四十一号から第四十六号までの住宅 六十五号から第六十号までの住宅 四十六号からの住宅

に、

東浜第六団地  
地

道第六団地	第六団地	第五十六号	二四	九、四〇〇円	
の住宅	第六十三号及び第六十四号	第七十四号	六	二〇、二〇〇円	
第六十七号及び第六十八号	第六十三号及び第六十四号	一三	九、四〇〇円	を	
二	二	一〇	八、五〇〇円	に、	
一八、三〇〇円	一七、〇〇〇円	五	八、五〇〇円	を	
に、	第六団地	第一〇号から第十二号までの 住宅	一	八、五〇〇円	に、
誠	第六団地	第一百四号の住宅	二	一八、二〇〇円	上井第二団地
誠道	第六団地	第一百五号及び第一百六号の住 宅	四	八、六〇〇円	第六十三号から第六十七号ま での住宅
に、	第六団地	第六十三号及び第六十四号 の住宅	二	一七、〇〇〇円	第六十七号から第七十号ま での住宅
を	第六団地	第六十七号から第七十号ま での住宅	四	八、六〇〇円	第六十七号から第七十号ま での住宅
庄内団地	庄内団地	第一号及び第二号の住宅	二	一五、七〇〇円	第五十一号から までの住宅
第三号の住宅	第三号の住宅	第三号から第十号までの住 宅	一	一一、三〇〇円	第六十三号から までの住宅
六	六	六	一	一、三〇〇円	第六十七号から までの住宅
八、一〇〇円	八、一〇〇円	八、一〇〇円	八、一〇〇円	八、一〇〇円	第六十七号から までの住宅
に	上井第一団地	上井第一団地	上井第一団地	上井第一団地	上井第一団地
改める。	附則	1 この規則は、昭和六十一年五月一日から施行する。	2 次の表の上欄及び中欄に掲げる県営住宅の家賃については、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの期間は、この規則による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。		
上福原第一団地	吉成東第二団地	第一号及び第二号の住宅	二	一五、七〇〇円	
第二十一号から第二十八号 までの住宅	第二十一号から第三十六号 までの住宅	第三号から第十号までの住 宅	一	一一、三〇〇円	
三九、〇〇〇円	三八、五〇〇円	三〇、五〇〇円	八	八、一〇〇円	を

## 告示

## 鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所  
理事 中島照美 岩美郡福部村大字左近三七一  
昭和六十年五月六日退任

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場

鳥取県告示第三百五十二号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和六十一年四月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十四号  
鳥取市が行う土地改良事業に係る倭文地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四

## 鳥取県告示第三百五十三号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（阿賀）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第三百五十五号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町福岡字上代山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

一 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字船上山・字勝田川頭西平(以上二字国有林。

次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

昭和61年4月8日 火曜日

次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第三百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字具津掛三九八の七・三九八の八(以上二筆に国有林)

#### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 3 解除の理由

道路用地とするため

#### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字具津掛三九六の三・三九六の四・三九七の三・三九七の四(以上四筆国有林)

#### 2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

#### 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第三百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字俵原字小畠谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
林道用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
氣高郡氣高町大字勝見字清乘谷七八三の一、七八三の三

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため

## 鳥取県告示第三百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字吉川（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
林道用地とするため

昭和61年4月8日 火曜日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百六十一号**  
次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
(東伯郡大栄町大字西園字五反田續三三一一の一(次の図に示す部分に限る。)、字五反田西通三一二の七)

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一 作業種類 基本測量(精密測地網一次基準点測量)  
二 作業地域 鳥取市、米子市、八頭郡船岡町、河原町、用瀬町、郡家町、智頭町及び佐治村、気高郡青谷町、東伯郡北条町、関金町及び赤崎町、西伯郡中山町、大山町、会見町、岸本町、名和町及び西伯町並びに日野郡溝口町、日野町、日南町及び江府町

三 終了年月日 昭和六十一年三月三一日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

昭和61年4月8日

**鳥取県告示第三百六十一号**

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づく

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代治

昭和61年4月8日 火曜日

報 告 会 取 紙

氏 名	住 所	活 動 区 域
神 谷 一 成	鳥取市今町一丁目433	鳥取駅周辺地区（鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、未広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域）
霜 田 克 夫	鳥取市扇町166	
小 田 敦 男	倉吉市上井町一丁目 7 -13	上井地区（倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域）
林 昭 次	倉吉市上井町一丁目12 -21	
杉 鳩 和 雄	米子市万能町167	米子駅前地区（米子市明治町、未広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）
田 部 貢	米子市皆生1895	皆生地区（米子市皆生及び上福原の区域）
板 倉 鳥	境港市松ヶ枝町35	境港市街地区（境港市元町、東本町、朝日町、未広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域）
荒 木 萬 吉	境港市元町1819	